新型コロナウイルス感染症対応資金（特別資金）に係る保証料補給について

特別資金に係る信用保証料を一旦負担された個人事業主を含む中小企業者の皆さまへ

１　県からの保証料の補給（補助金の交付）について

県から保証料を補給させていただくためには、中小企業者の皆さまから、令和３年８月 31 日（火）までに県に対して申請書と請求書を提出していただく必要があります。

申請と請求に必要な書類（様式）は、特別資金の取扱金融機関の窓口において、配付しているほか、**県のホームページ**（岩手県のトップページから「**特別資金**」でサイト内検索）**からダウンロード**できます（**再精算報告書も同様です。**）。

県に対する申請と請求がない場合、県から保証料を補給することができませんので、**申請書と請求書に必要な書類を添付し、忘れずに県に対して提出**してください。なお、**申請書等の提出に係る郵送料**は、**中小企業者の皆さまの御負担**となります。

２　補給させていただいた保証料の返納（補助金の返還）について

岩手県信用保証協会による**当初の保証承諾期間（最大 10 年間）の信用保証料として負担いただいた金額の一部について、**信用保証協会から中小企業者に対する**返戻があった場合**には、**返戻された金額を**中小企業者の皆さまから**県に納付（返還）いただく必要**があります。

これは、中小企業者の皆さまに対して**返戻された金額が、補助金交付の対象外**となり、県から中小企業者の皆さまに対して交付する根拠がなくなることによるものです。この場合、**返戻された金額の全額を県に対して返還**していただくことになります。

保証料が返戻される場合としては、当初の保証承諾期間が経過する前に、**債務の全額又は一部を繰上償還した場合**や**当初の償還期間を短縮する貸付条件の変更を行った場合**等が該当し、**この場合、県に対して、速やかに補助金再精算報告書を提出**いただくことになります。手続等の詳細は、次頁以降を参照願います。

以上の**１及び２**につきまして、御理解いただき、**必要な手続き等についての御協力をよろしくお願いいたします。**

お問い合わせ先：岩手県庁商工労働観光部経営支援課
電話　０１９－６２９－５５４２

岩手県

補助金の交付申請について

Ｑ１　期限（R3.8.31）までに補助金交付の申請を提出できなかった場合どうなるのか。

Ａ　県からの保証料の補給に係る補助金交付ができません。

期限までに忘れずに必要書類を添付した補助金交付申請書と補助金交付請求書の提出をお願いします。

Ｑ２　申請書と請求書はどのように提出すればよいのか。

Ａ　補助金交付申請書と補助金交付請求書に必要事項を記入いただき、申請書には「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し及び「保証料の納付が確認できる書類」の写しを添付のうえ、通帳の写し（金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義人の記載がある見開きのページ）を添付した請求書と一緒に以下の宛名に郵送（なるべく書留又は簡易書留により）してください。

なお、市販の封筒に以下の宛名を記載し郵送いただいて構いません。

〒020-8570
岩手県商工労働観光部
経営支援課（金融担当）　あて

※　郵便番号の記載により住所の記載は不要です。
（住所：岩手県盛岡市内丸 10－１）

※　郵送料は中小企業者の皆さまの御負担となります。

Ｑ３　保証料補給の補助金はいつ交付されるのか。

Ａ　決定から３週間程度で補助金を交付させていただく予定としています。

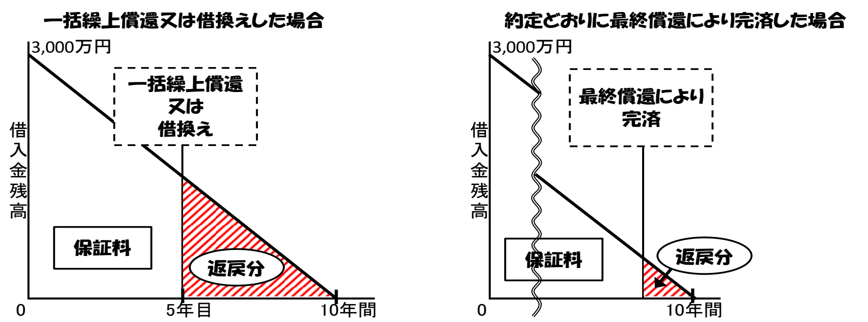
補助金の返還について①

Ｑ４　補助金の再精算報告書はどのような場合に提出する必要があるのか。

Ａ　当初保証承諾期間中（最大 10 年間）において、①債務の借換えを行った場合、②債務の借入残高の一部又は全部の繰上返済を行った場合、③貸付期間等の条件を変更した場合、④債務を完済した場合（①及び②以外）に保証料の一部の返戻があった場合、再精算報告書を提出していただくことになります。

なお、当初保証承諾期間経過後であっても、当該期間中に係る保証料の一部の返戻があった場合、返戻が１円であったとしても、再精算報告書の提出が必要です。

○　保証料の一部が返戻される場合のイメージ



補助金の返還について②

Ｑ５　１度、県に補助金を返還した後、再度、信用保証協会からの返戻があった場合は、ど

Ａ　再度、県に対して補助金の再精算報告書を提出いただきます。

Ｑ６　再精算報告書を提出しなかった場合はどうなるのか。

Ａ　信用保証協会から中小企業の皆さまに保証料の一部が返戻された場合、信用保証協会から県に対して連絡をもらうこととしており、後日、県から該当する中小企業者の皆さまに対して、補助金再精算報告書の提出のお願いの連絡をさせていただきます。

Ｑ７　再精算報告書は提出しなくてもよいのではないか。

Ａ　県に対して補助金を返還いただくためには、保証料補給補助金交付要綱第５の規定により、補助金の再精算報告書を中小企業者の皆さまから提出いただく必要があります。提出いただいた報告書に基づき、補助金の変更交付を決定の上、返納の手続を進めさせていただきます。

Ｑ８　補助金の再精算報告書はどのように提出すればよいのか。

Ａ　補助金再精算報告書に必要事項を記入いただき、「協会から返戻された保証料の金額が確認できる書類」の写し及び「その他必要と認める書類（該当する書類が無い場合は添付不要）」を添付のうえ、以下の宛名に郵送してください（補助金再精算報告書は押印不要です。）。

なお、市販の封筒に以下の宛名を記載し郵送いただいて構いません。

〒020-8570 岩手県商工労働観光部 経営支援課（金融担当）　あて

※　郵便番号の記載により住所の記載は不要です。
（住所：岩手県盛岡市内丸 10－１）

※　郵送料は中小企業者の皆さまの御負担となります。

そ の 他

・　岩手県から保証料を補給するための保証料補給補助金交付要綱及び様式については、岩手県のホームページ（岩手県のトップページから「特別資金」でサイト内検索）からダウンロードできます。

・　手続等に関する不明な点などございましたら、以下のお問い合わせ先に御連絡ください。

お問い合わせ先：岩手県庁商工労働観光部経営支援課
電話　０１９－６２９－５５４２